

高齢者向け金利優遇定期預金 『スマイル』

はくさん信用金庫
令和2年9月7日現在

1	商品名	高齢者向け金利優遇定期預金（愛称：スマイル）	
2	販売対象	65歳以上の方に限定させていただきます。	
3	期間	<スーパー定期単利型> ◆定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 ◆満期日方式 1年以上5年未満	<スーパー定期複利型> ◆定型方式 3年、4年、5年 ◆満期日方式 3年以上5年未満
		◆定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続）のお取扱いができます。	
4	預入		
	預入方法	一括預入	
	預入金額	350万以内	
	預入単位	1円単位	
5	払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
6	利息		
	適用金利	◆固定金利 預入時の期間1年以上のスーパー定期S型・M型の店頭表示の利率に0.003% 上乗せした優遇金利を約定利率として満期日まで適用します。	
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算	
	利払方法	<スーパー定期単利型> ◆預入期間が2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ◆預入期間が2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払うお利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。	<スーパー定期複利型> 満期日以後に一括してお支払いします。
7	税金	◆お利息には20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）	
8	手数料	—	
9	付加できる特約事項	◆金利優遇定期預金でのお取扱いとさせていただきます。なお、詳細につきましては窓口へご参照ください。 ◆マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は350万円まで非課税でご利用いただけます。	

＜スーパー定期単利型＞

満期日前に解約する場合は、預入日から解約日かの前日までの日数について下記の預入期間に応じた利率により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。

＜スーパー定期複利型＞

満期日前に解約する場合は、預入日から解約日かの前日までの日数について下記の預入期間に応じた利率により6ヶ月毎の福利計算した期限前約利息とともにお支払いします。

◆1ヶ月以上3年未満もの(小数点第3位以下を切捨てます)

6ヶ月未満

普通預金利率

6ヶ月以上1年未満

約定利率×50%

1年以上3年未満

約定利率×70%

◆3年以上4年未満もの(小数点第3位以下を切捨てます)

6ヶ月未満

普通預金利率

6ヶ月以上1年未満

約定利率×40%

1年以上1年6ヶ月未満

約定利率×50%

1年6ヶ月以上2年未満

約定利率×60%

2年以上2年6ヶ月未満

約定利率×70%

2年6ヶ月以上4年未満

約定利率×90%

◆4年以上5年未満もの(小数点第3位以下を切捨てます)

6ヶ月未満

普通預金利率

6ヶ月以上1年未満

約定利率×40%

1年以上1年6ヶ月未満

約定利率×50%

1年6ヶ月以上2年未満

約定利率×60%

2年以上2年6ヶ月未満

約定利率×70%

2年6ヶ月以上3年未満

約定利率×80%

3年以上5年未満

約定利率×90%

◆5年もの(小数点第3位以下を切捨てます)

6ヶ月未満

普通預金利率

6ヶ月以上1年未満

約定利率×30%

1年以上1年6ヶ月未満

約定利率×40%

1年6ヶ月以上2年未満

約定利率×50%

2年以上2年6ヶ月未満

約定利率×60%

2年6ヶ月以上3年未満

約定利率×70%

3年以上4年未満

約定利率×80%

4年以上5年未満

約定利率×90%

10
中途解約時のお取扱い

11 金利情報の 入手方法	金利は店頭のコ利表示ボードまたは窓ロへご照会下さい。
12 苦情処理措置 紛争解決措置	◆苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45～17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。 なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ◆紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13 その他参考 となる事項	◆満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ◆金利優遇定期預金(愛称:スマイル)の金利優遇幅については、窓口までお問い合わせください。 ◆預金保険制度の付保対象預金です。 平成17年4月以降は決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)に該当するものを除く全ての付保対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。